

学校ふるさと応援寄附金 寄附のご案内

◆寄附のお手続き

クレジットカードによる納付(個人の方のみ)

クレジットカードによる納付をご希望される方は、川崎市ホームページ「川崎市ふるさと納税」(右のQRコードからも進めます)から、「クレジットカードによる納付(外部リンク)」を選択してお手続きください。



※「返礼品」をご希望の場合、「学校ふるさと応援寄附金」は選択できません。

納付書による納付(個人や企業、その他団体の方)

個人の方は、「川崎市ふるさと納税申出書」の「4寄附金の使い道」の表中にある、「学校ふるさと応援寄附金」をチェックし、「ご希望の学校」など必要事項をご記入ください。

企業、その他団体の方は、「寄附申出書」の「3使途等」に、「ご希望の学校」など必要事項をご記入ください。

申出書を記入されましたら、下記問合せ先まで郵送、ファックスまたはメールで送付してください。受理後、納付書を発行します。

→納付書がお手元に届きましたら、下記の指定金融機関等一覧の窓口でお支払いください。

※申出書は、ホームページ(右のQRコード参照)からダウンロードしていただくか、下記問い合わせ先にご連絡いただければ、送付いたします。



◆指定金融機関等一覧

※令和6年4月現在

横浜銀行、りそな銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、川崎信用金庫、三井住友銀行、神奈川銀行、静岡中央銀行、セレサ川崎農業協同組合、中央労働金庫、城南信用金庫、神奈川県医師信用組合、横浜幸銀信用組合、世田谷信用金庫、東日本銀行、芝信用金庫、さわやか信用金庫、きらぼし銀行、横浜信用金庫、ハナ信用組合、静岡銀行、群馬銀行、ゆうちょ銀行

※ゆうちょ銀行での収納は、1都7県(東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、山梨)に所在する店舗及び郵便局に限ります。

◆寄附金控除について

川崎市など地方自治体に対する寄附を行った場合には、その支出した寄附金のうち2千円を超える額(上限あり)について、個人住民税及び所得税の寄附金控除の適用を受けることができます。後日、確定申告する場合に必要となりますので、受領書は大切に保管してください。

寄附金控除を受けるには、受領書等の寄附金の受領を証明する書類を添えて、最寄りの税務署で所得税の確定申告を行うか、寄附した自治体へワンストップ特例申請書を提出する必要があります。なお、川崎市民の方が川崎市に寄附した場合も、寄附金控除の適用を受けることができます。

詳しくは川崎市ホームページをご覧ください。

川崎市学校ふるさと応援寄附金

検索



問合せ先:川崎市教育委員会事務局総務部庶務課

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 電話:044-200-3263

メール:88syomu@city.Kawasaki.jp ファックス:044-200-3950

あなたの“母校”に!
あなたの“ゆかり”のある学校に!

Colors, Future!
川崎市

川崎市 学校ふるさと応援寄附金



※写真は令和6、7年度に周年行事を予定している学校の一部です。

川崎市教育委員会事務局では、個別の市立学校を寄附先として指定して、寄附できる仕組みを設けております。いただいた寄附金は、指定した学校で活用させていただきます。あなたの母校にあなたのゆかりのある学校に笑顔をお届けませんか。

川崎市教育委員会事務局総務部庶務課

電話:044-200-3263 メール:88syomu@city.Kawasaki.jp ファックス:044-200-3950

あなたの“母校”に!

◆学校ふるさと応援寄附金とは・・・

川崎市では、生まれ育った地域や応援したい地域を支援していただくため、「川崎市ふるさと納税」により、寄附を募っており、「川崎市ふるさと納税」の選択メニューとして「学校ふるさと応援寄附金」を設けています。「学校ふるさと応援寄附金」では、寄附をされる際に個別の市立学校を指定していただき、指定いただいた学校において、寄附金を活用して、より一層、独自の取組や課題の解決を進めてまいります。



頑張る児童生徒の「学校生活」を応援しませんか。

学校に通う児童生徒の「未来」を応援しませんか。



◆ご寄附にあたって

各学校の教育環境をより充実させるために活用します。

消耗品や備品の購入、設備等の工事などに活用させていただきます。

いただいた寄附金の使い道は学校が判断します。

学校ふるさと応援寄附金では、「負担付きの寄附」(寄附の条件等として学校が義務を負い、寄附の効果に影響を与えるもの)としてではなく、寄附者の希望を尊重しつつ、**学校が用途を判断し、活用させていただくもの**としてお受けします。

団体からの寄附もお受けしています。

ただし、個人としての寄附にはならないため、団体を構成する個人の寄附金の控除はできませんので、ご注意ください。また、トラブルを避けるため、**PTAや同窓会等の団体からご寄附をいただく場合は、各規約の手続等による決定が必要です**(議案書等を確認させていただく場合があります。)。各個人(団体)で募って集金することも避けてください。

あなたの“ゆかり”のある学校に!

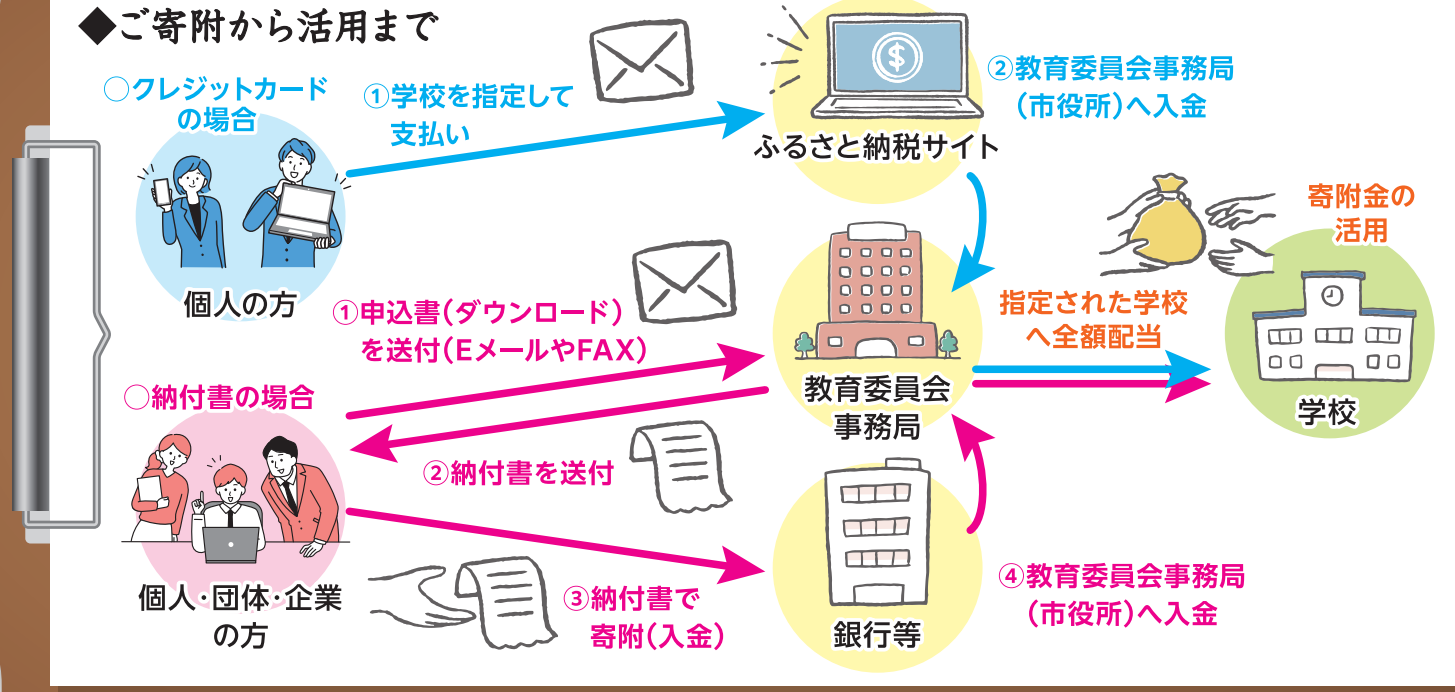
◆寄附金の活用実績

令和4年度は約1,400万円のご寄附をいただきました。また、みなさまからいただいた寄附金は、全額を各学校で活用させていただき、これまで、植木鉢の台、カラー跳び箱、楽器(タンブリン等)、スポーツ玩具(フラフープ等)の購入等、各学校の学校生活に役立てられています。



※この他にも寄附金の受納状況や用途は市のホームページに掲載しています。寄附者のお名前や寄附額などは、寄附者に御同意いただいた場合に限り公表しています。

◆ご寄附から活用まで



◆学校・児童生徒の声

- 地域の方々や特別講師など、来校される方々をお迎えるための案内板(ウェルカムボード)は、非常にありがたく使用させていただいております。(小学校)
- 以前は寒すぎてウサギが(ウサギ小屋の)隅に隠れていたけど、防寒シートを貼れたおかげで元気に走り回るようになって嬉しい!(小学生)
- 新しい遊具は当たっても痛くないし、面白い跳び方をするから、面白いです。(小学生)
- 蛇口がレバーになって、石鹸で手がぬれていても肘で水が出せるので、清潔に使えます。(小学生)
- 校舎に時計がついて、遅刻しそうな時に正門から時刻の確認ができるので助かります。(中学生)
- 購入したホワイトボードで、目の前にその日の予定を掲示することができ、児童が確認しやすいです。(特別支援学級)
- 防球ネットで、部活動の時、ほかの部活との境ができて安心して自分の競技に集中することができます。(中学生)